



診断書強要行政裁判控訴審結審 判決は 8 月 2 7 日に

6 月 9 日、東京高裁で診断書強要行政裁判控訴審の口頭弁論が開催されました。前回の弁論は裁判長が結審とせず再度弁論が開催されましたが、被告・原告からの追加主張もなく結審となり、判決は 8 月 2 7 日となりました。



報告集会では、本部成田副委員長・地本伊藤委員長・仲田弁護士が発言。この間準備書面と伊藤地本委員長の意見陳述で、JR 東海会社が労働者の

の基本的な権利である団体交渉の開催を拒否していることを徹底的に明らかにしてきた。控訴審の勝利を確信し、団交事項を制限する現行労働協約の改訂をめざして闘おうと意思一致しました。

労働組合との団体交渉を否定する JR 東海会社は、社員の声を聞く耳を持っていない。まともな労使関係を確立し働きやすい職場をつくるため、ユニオン組合員の皆さんも共に声を上げていきましょう！

診断書強要控訴審判決

● 8 月 2 7 日 13 時 15 分

● 東京高裁 8 0 9 号法廷